

練馬区が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に係る運用基準

平成 27 年 7 月 31 日

27 練総経第 285 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、練馬区(以下「区」という。)が発注する工事において、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項を適用する場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(適用する工事の要件)

第 2 条 契約金額が 4,000 万円(建築一式工事である場合は 8,000 万円)以上の工事の現場に配置される専任の主任技術者(以下「専任技術者」という。)は、他の工事(土木工事、建築工事等を含む。以下同じ。)の現場に配置される専任技術者を兼任することができるものとする。兼任できる専任技術者は、公共工事に限らず、民間発注者による工事に配置される専任技術者も対象とすることができる。

2 前項により専任技術者が他の工事の現場に配置される専任技術者を兼任することができる工事は、つぎに掲げる場合とする。

当該工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工に当たり相互に調整を要する工事である場合

兼任する他の工事の現場との距離が 5 キロメートル程度である場合

3 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、専任技術者が他の工事の現場に配置される専任技術者を兼任することができない。

発注する工事が高度な技術を要する工事または施工上相当の困難を伴う工事であり、かつ、当該工事の案件の公表時に、その旨を明示している場合

兼任を認めることで適正な施工が困難になると、発注者が認める工事である場合

4 同一の専任技術者が兼任することができる工事の数は、2 件までとする。

5 区および区以外(以下「他発注機関」という。)が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼任させる場合には、区および他発注機関が相互に認めた場合に限り兼任することができるものとする。

(専任技術者の兼任手続)

第 3 条 区が発注する工事において、専任技術者の兼任を希望する事業者は、入札参加の希望申請時に、電子調達システムを通じて専任技術者兼任申請書(様式 1。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、事業者が兼任を希望できる専任技術者は、兼任を希望する工事の案件が公表された時点において、既に履行中の他の工事に従事している技術者に限る。

3 区が発注する工事において、専任技術者の兼任を希望する事業者は、兼任を希望する 2 つの工事を主管する部署の確認を受け、申請書に押印または署名を得なければならない。

4 区が発注する工事において、専任技術者の兼任を希望する事業者は、前項により押印または

署名を得た申請書を、開札日前日（土、日祝日を除く。）の午後4時までに、契約担当課まで持参または郵送（必着）により提出しなければならない。

5 工事を主管する部署の押印または署名を得ることができない場合は、他の技術者を配置しなければならない。配置に当たっては、技術者変更届を提出しなければならない。

6 区が発注する工事に配置している専任技術者が、区および他発注機関が発注する他の工事の主任技術者として兼任する場合は、他の工事の入札参加申請の前に、現在従事している工事を主管する部署に、申請書を提出しなければならない。

付 則

この基準は、平成27年9月1日から施行し、同日以降に区が発注する工事から適用する。

付 則（平成28年5月31日28練総経第328号）

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

付 則（令和4年12月20日4練総経第1777号）

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

【参考】

建設業法施行令第27条第2項

密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

(補足説明)

- 1 当該工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工に当たり相互に調整を要する工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

例：舗装（仮復旧を除く。） 水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）
など

- 2 施工に当たり相互に調整を要する工事とは、つぎの工事とする。

工事用道路（施設の出入口等も含む）を共有しており、工程調整が必要な工事

現場発生土等を流用し調整が必要な工事

交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事

同一の河川または同一の敷地施設の工事（公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）

資材の調達を一括で行う工事